

F A O / W H O 合同食品規格計画
第 29 回分析・サンプリング法部会

日時 : 2008 年 3 月 10 日 (月) ~ 3 月 14 日 (金)
 場所 : ブダペスト (ハンガリー)

仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3 .	承認できる分析法の評価規準
a)	承認できる分析法の評価ガイドライン案 (ステップ 7)
b)	分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案 (ステップ 7)
4 .	コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
5 . a)	コーデックス規格の分析法条項の承認
b)	微量元素分析法の規準への変換
6 .	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準
7 .	測定の不確かさ及びサンプリングの不確かさに関するガイダンス
8 .	分析法に関する国際機関間会合の報告
9 .	コーデックス規格の特定の条項に関与しない分析法に関する CCMAS の役割についての討議文書
10 .	公表されたデータの信頼性に関する討議文書
11 .	その他の事項及び今後の作業
12 .	次回会合の日程及び開催地
13 .	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2008 年 3 月 8 日 (土) に「分析法の承認に関する作業部会」が開催される予定。

第 29 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の主な検討議題

日時 : 2008 年 3 月 10 日 (月) ~ 3 月 14 日 (金)

場所 : ブダペスト (ハンガリー)

主要議題の検討内容

議題 3 承認できる分析法の評価規準

- b) 分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン案 (ステップ 7)

輸出国と輸入国で分析結果が異なる場合に生じる紛争を解決するための手順を示すものである。前回部会において 1 章 (対象範囲) 及び 2 章 (前提条件) について長時間の議論が行われた。多くのコメントが提出されていたことから、議論を停止し、修正された 1 章及び 2 章、並びに 3 章 (手順) について当初回付されていた案及び欧州連合から提出された案を、再度ステップ 6 で回付しコメントを求めることがされた。

当初案では、室間再現性に基づいて判断する旨が記述されているが、欧州連合の案では、不確かさを用いて判断するよう記述されている。また、ニュージーランドからも大幅な修正案が提出されている。それぞれの案の内容を精査し、科学的な原則に基づくとともに、実行可能なガイドラインとなるよう対処したい。

議題 4 コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン原案

- (ステップ 4)

本ガイドライン案は、コーデックスで利用される分析用語の定義の見直しで、コーデックス総会で承認されれば、コーデックス手続きマニュアルに掲載されるものである。前回の部会では、我が国を含む各国から様々な修正・追加に関する意見が出され、また、他の機関が用いる分析用語との整合性にも配慮することが合意された。分析法の品質保証に関連する用語を対象とすること、及び各用語について、他の議題での議論内容と整合性が保たれるようにすることに留意しつつ、科学的に妥当な定義となるよう対処したい。

議題 5 b) 微量元素分析法の規準への変換

これまで微量元素ごとに分析法が決定されてきたのに対して、今後は、一定の規準を満たす分析法であれば自由に選択できるようにするために議論が行われてきたものである。今部会では、本件を新規作業として開始するかどうかを決定することとなっている。

前回部会において、重金属の規準の表は例として改訂文書にも含めること、ダイオキシンおよびダイオキシン類似 PCB の分析法の規準についても考慮することが合意されたことから、我が国のこれらの分析法がこの規準を満たすよう留意しつつ、科学的に妥当で、実行可能なガイドラインとなるよう対処したい。

議題 6 バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準

前回の部会では、本件を新規作業とすることについては肯定的な意見が多かったことから、ドイツと英国を座長とする電子作業部会において、コーデックス・各 government 両方を対象として討議文書の改訂を行うと共に、新規作業のプロジェクト・ドキュメントを作成することとされていた(わが国も参加)。

今回の部会では、電子作業部会が作成した討議文書に基づき、ガイドライン化に向けた更なる議論が行われる予定である。我が国の分析法を踏まえ、適宜対処したい。